

〔VII〕 重大事態（自殺）が起きた時の 調査指針

「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者協議会」（平成23年3月）より

- 子どもの自殺が起こると、遺族はもとより多くの人々が「なぜ自殺にまでいったのか」「どうすれば防ぐことができたのか」と自問します。その疑問に答えていくことは、子どもの自殺を防ぐためにも重要であると考えます。
- 事後対応については、ここ数年現場に於けるノウハウの蓄積が進んできましたが、調査に関しまだ手探りの状態であるため、本指針では、今より一歩でも二歩でも全身させることを考え、現時点で実施可能と考えられる枠組みや実施例を提示します。
- また、遺族の要望があってから着手したのでは、しばしばタイミングを逸し、結果的に遺族の要望に添うことが難しくなることや、今後の自殺防止に繋げる意味から、学校や教育委員会が、早い時期から主体的に調査に取り組むことを本指針の基本に据えます。
- 本指針はマニュアルではありませんが、本指針を参考に現場で様々な取組がなされ、ノウハウが蓄積されることを期待しています。この指針を読んだだけですぐに実施できるというものではありませんので、各自治体に於いて、どう取り組むかを検討し、あらかじめ準備をしておいていただくことを希望します。

1 初期手順

初期手順とは、

- 日にちが経つほど調査は技術的に困難となり、また、子どもと保護者の協力も得にくくなります。特に自殺の事実を伝えていなかった場合には保護者の理解が得られない場合があります。詳しい調査をするのであれば、早い段階で開始することが望めます。
- 詳しい調査を開始するまでの流れを下図に示す。参考にして下さい。ただし、すべての事案にあてはまる訳ではなく、また、これがベストとは限らないことに留意。
- 各段階に於いて、調査に精通した専門家の助言を受けられるような態勢が望まれる。

(1) 初期調査

- 事後対応を丁寧に行い、遺族に誠実に対応することが基本
- 全教師から聴き取り（3日以内が望ましい）
- 子どもから適切に聴き取り（数日以内が望ましい）
（自殺の事実を子どもに伝えていない場合は、かなり制約を伴う）

(2) 遺族への経過説明と協議

- 初期調査の経過を遺族に説明（1週間以内が望ましい）
- 今後の調査について遺族と協議
 - ① 学校要因の可能性があれば、詳しい調査を遺族に提案し、協議
 - ② 学校要因に関わらず遺族から調査の要請があれば協議
 - ③ その他、詳しい調査が必要と判断すれば、遺族に提案し、協議

「詳しい調査の実施」を確認

- ・簡易な追加調査であれば実施し、結果を説明する。
- ・遺族が調査を希望しない場合、必要があれば最小限の情報収集を行う。
- ・今後調査しない場合は、新たな情報がない限り一旦終了する。

(3) 今後の調査の計画

- 調査委員会設置の判断と調査の計画
 - ① 中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の設置（委員構成）と判断する。
（遺族が学校主体の調査を望まない場合は、早い段階で中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の設置が望ましい）
 - ② 調査委員会設置の場合、遺族に示し、了解を得て保護者にお知らせする。
 - ③ 調査の具体的計画を立てる。

(4) 遺族への提示と協議

- 今後の調査について遺族に提示し、協議する。

今後の調査について合意

- 〔 遺族と合意が得られない場合は協議を続ける

(5) 子どもと保護者への説明

- 今後の調査について子どもと保護者に説明する。

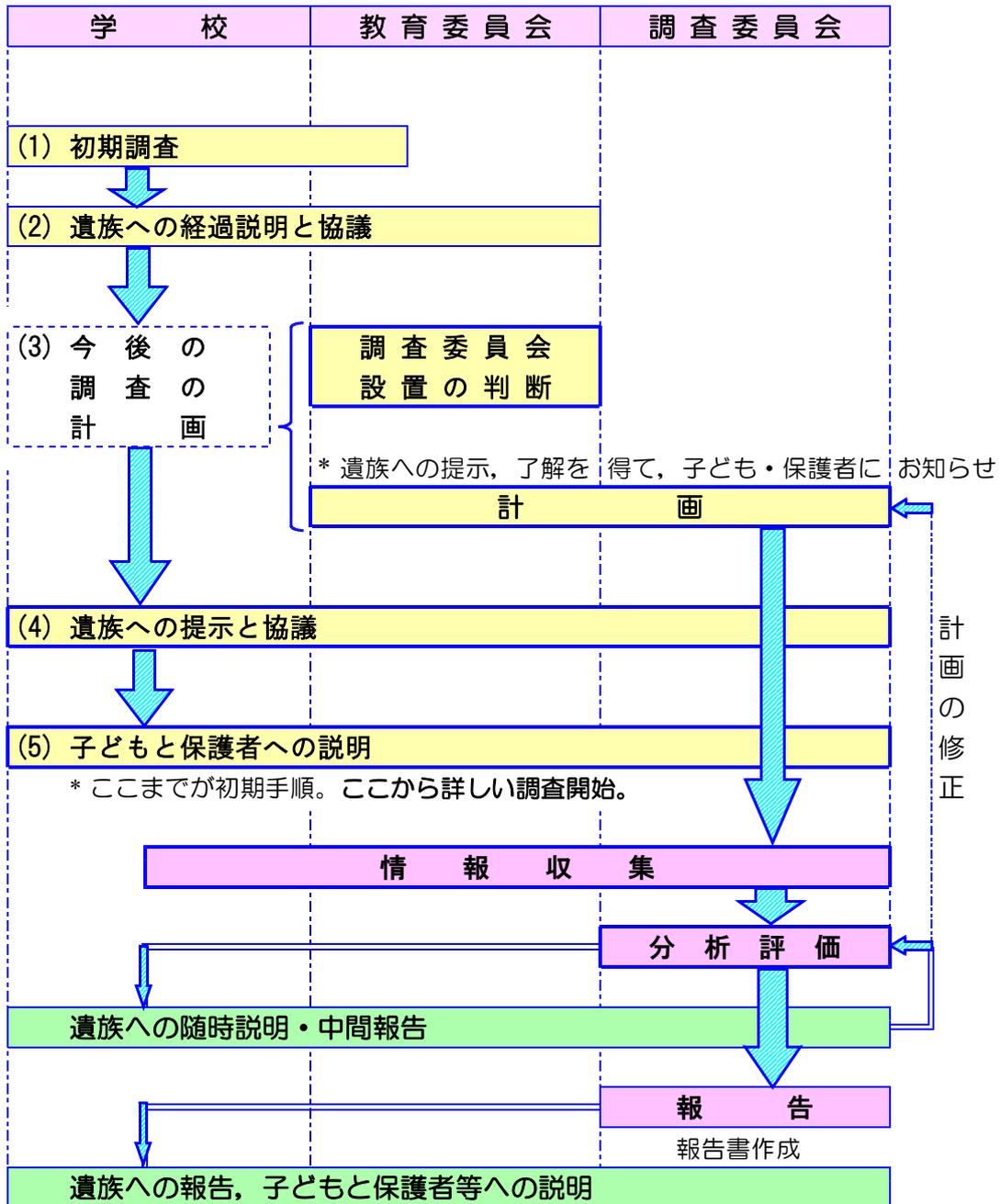
【初期手順はここまで】

* 詳しい調査の開始

2 その後の手順（詳しい調査開始）

① 詳しい調査の開始

ここまでの初期手順です。これからの手順を踏んだ上で、詳しい調査を開始します。中立的な立場の専門家を加えた調査委員会を設置する場合の、学校・教育委員会・調査委員会の役割分担例を図示します。



【図】中立的な立場の専門家を加えた調査委員会設置時の役割分担例

児童生徒自殺(疑い)事案の状況

1. 死亡した児童生徒

学校種 小学校 中学校 高等学校
学 年 () 学年 年齢 () 歳性別 男 女

2. 発生又は発見時の日時

発生又は発見日 (〇〇) 年 (〇〇) 月 (〇〇) 日 (〇) 曜日
発生又は発見時刻 午前 午後 (〇〇) 時頃

3. 発生又は発見時の状況

(場所別の状況)

自宅 学校 高層ビル 駅構内 鉄道線路 乗り物
 路上 公園 海(湖)・河川 山 その他 不明

(手段別の状況)

縊首 服毒 ガス 飛び降り 飛び込み
 その他 () 不明

(遺書又はそれに類するもの(メモ, メール, 手紙等)の存在)

あり ()
 なし () 不明

4. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況(各背景ごとで複数回答可)

(学校的背景)

指導困難学級 学業不振 原級留置 進路問題
 教職員からの指導 懲戒等の措置
 転校等 友人の転校等 教職員との関係での悩み
 友人関係での悩み(いじめを除く) いじめ問題 異性問題
 不登校又は不登校傾向 暴力行為(加害・被害)
 その他の非行() その他

(家庭的背景)

保護者の離婚 保護者との不和 兄弟姉妹との不和 他家族との不和
 保護者間の不和 兄弟姉妹間の不和 保護者の死亡 虐待の疑い
 家族(保護者以外)の死亡 保護者の犯罪 経済的困難 その他

(個人的背景)

身体の病気 慢性疾患 身体の怪我
 精神科治療歴有(病名;) 精神科受診が必要と感じられた
 これまでも自殺未遂有り 自殺をほのめかしていた 自傷行為
 親しい者の死亡 災害等に遭う その他 不明

緊急連絡（第一報・最終報告書）

報告期日 令和 年 月 日

学校名（本部町立 本部小学校）

校長名（ ） 印

事件・事故名	「第○学年 ○子 による ○○○」
1. 児童生徒名	「本部小学校 ○年 □□□□」, 「本部中学校 ○年 □□□□」
2. 事故発生日 時刻・場所	令和○○年 ○月 ○日（○）曜日 午後（●）時頃 本部町 字 渡久地（東）605番地
3. 概要	※ 時系列で内容を記入。別添付資料を加えてよい。
4. 判明期日 時刻・理由	令和○○年 ●月●日（●） ●時 母親からの学校へ連絡有り
5. 学校生活 の様子	出席状況, 学業の様子, 友人関係など 必要に応じて記載
6. 対応 ※時系列 箇条書き 管理職の 対応含む	●月●日 16:30 学校は, □□・・・。校長は, □□・・・。PTAは,・・・□□ 17:00 教育委員会は, □□・・・。
7. これまでの 指導状況	(1) (2) (3) (4)
8. 今後の 指導方針 ※何を いつ どうする	(1) (2) (3) (4) (5)
9. その他	関係機関等の活用及び連携 ○ ■■警察（駐在）から情報提供を受ける ○ 校長・教頭, 生徒指導主任, スクールカウンセラーで対応する ○ 県教育庁・国頭教育事務所へ「第一報及び報告書」を提出

